

予防接種健康被害発生時の 医療機関における対応について

—行政とのやり取りにおける留意点—

日 時 平成22年9月30日(木)19時～

場 所 小郡三井医師会館

担 当 福岡県北筑後保健福祉環境事務所(北筑後保健所)

医師 松尾 美智代

* 予防接種担当 保健衛生課 感染症係

電話(平日、日中) 0946-22-9886

休日夜間(「トステム」が取次) 092-471-0264

まず、市町村の予防接種担当課へ一報を！

- 医療機関で医師は、予防接種の副反応に該当する臨床症状があった場合、予防接種副反応報告書に沿ってすみやかに情報を整理し、予防接種実施主体(市町村等)に直ちに第一報を入れましょう。

【ポイント】

市町村に電話連絡する前に予防接種副反応報告書を記載しておく、言い間違いや聞き違いなどが少ない、電話後すぐにそれをファクシミリ等で送付できるなどの利点があります。

注！ 上記の医師が、予防接種副反応報告を市町村に行く場合、(個人情報を伝えることについて)保護者の同意が必要。同意がとれない場合は、個人情報を除いて市町村へ連絡することになります。

連絡についても記録を取りましょう

- 医療機関は、「何時何分」に市町村の「誰」に連絡したかも記録に残しておきましょう。

例 (いつ) 平成22年9月30日 15時30分に
(どこに) A市 健康課 保健係 小郡 花子氏に
(誰が) 福岡 太郎(かかりつけ医)が
(何を) (予防接種副反応について) 第一報を
(どのように) 電話で連絡した。

その後、予防接種副反応報告書をファクシミリで上記へ送付した。

報告時は個人情報の保護に注意

□ 予防接種副反応報告書は、第一報後、すみやかに市町村へ提出しましょう。

＊ファクシミリ送信等を利用するときの個人情報保護に関する注意

- 1 ファクシミリ送信の直前に市町村の予防接種担当課に連絡し、ファクシミリ番号を確認するとともに、ファクシミリの前で待ってもらなど、すみやか、かつ、確実に受け取ってもらうようにしましょう。
- 2 ファクシミリの番号は、入力後に声を出して確認するなど、間違えないように注意しましょう。
- 3 誤送信された場合のことも考慮し、個人情報の部分は見えないようにしたものを送付し、市町村が受け取った後に医療機関へ電話をかけ、再度、個人情報を確認するなど注意を払いましょう。

予防接種の副反応かどうか迷ったら相談を

- 予防接種の副反応かどうかの判断は、予防接種ガイドラインの診断基準に沿って行いましょう。
- 副反応か迷った場合は予防接種専門の医師への相談を
 - ・ 福岡県で設置している予防接種センター＊の専門の医師へ。（＊予防接種センター：久留米大学病院、福岡大学病院、九州大学病院、産業医科大学病院、福岡市こども病院、飯塚病院の県内6か所）
 - ・ 市町村の設置する予防接種健康被害調査委員会の委員となっている予防接種の専門的な学識を有する医師へ。

＊参考 久留米大学病院 予防接種センター（小児科、予防接種外来）
電話 0942－35－3311（内線6110, 6120番）

予防接種健康被害救済措置給付の種類

- 医療費 予防接種の健康被害による自己負担分が給付対象。
- 医療手当 医療費とともに給付。通院、入院の別で月単位で給付。
- 障害児養育年金 予防接種により障害の状態となり、一定の障害を有する18歳未満の者を養育する者に対する給付。
- 障害年金 予防接種により障害の状態となり、一定の障害を有する18歳以上の者に対する給付。
- 死亡一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の遺族に対する給付
- 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行った者に対する給付
- 介護加算 障害児養育年金、障害年金受給者のうち、在宅の1, 2級のものに介護加算を行う。

* 二類疾病(インフルエンザ)にはその他、遺族年金や遺族一時金がある

定期予防接種の健康被害救済措置給付申請

- 予防接種法に基づく予防接種による健康被害が生じた場合、被害者等は、予防接種の実施主体である市町村長に対して「健康被害救済給付申請」を行うことができる。
- 市町村は、上記申請があった場合、予防接種健康被害調査委員会で調査を行い、県知事経由で厚生労働大臣に係る書類を提出。
- 厚生労働大臣は疾病・障害認定審査会に諮問し、そこから答申を受け、予防接種と健康被害の因果関係を認定。
 - 認定(不支給処分)に不服ある者は都道府県知事(市町村の上級庁)に対して行政不服審査法に基づき審査請求することができる。
- 市町村は、認定されれば健康被害救済措置給付を行う。
(国、県からの補助金あり)

健康被害救済措置給付申請に必要な書類

- 1 予防接種健康被害救済措置の申請書(決められた様式あり)
- 2 被接種者と請求者が別の場合(保護者など)、それらの関係が分かるもの(住民票や戸籍謄本・抄本など)
- 3 予防接種の種類・接種年月日を証する書類
予防接種済証や母子健康手帳の写し等 (予防接種の問診票等)
- 4 医療の状況が分かるもの
診療録の写し、医師の受診証明書、
障害の状態に関する診断書(様式あり)、
医療費の自己負担額(領収書など)や、入院・外来別に医療を受けた
日数が分かるもの 等
- 5 被接種者のこれまでの健康状態や予防接種歴がわかるもの
母子健康手帳の写し等

* 死亡一時金には死亡診断書、葬祭料には埋葬許可証が必要

予防接種健康被害調査委員会

- 予防接種実施主体(市町村)が設置・運営
- 予防接種健康被害調査委員会の構成
 - ＜医師＞ 地区医師会の代表、保健所長
予防接種について専門的な学識を有する医師
 - ＜医師以外＞市町村長 等
- 市町村から医療機関への問い合わせ(必要時)
 - ・予防接種の接種から健康被害救済措置申請までの経過に関する書類を作成するための情報収集
 - ・予防接種副反応報告書等の内容確認や、普段からの健康状態・基礎疾患に関する情報(あれば)など
 - ・予防接種健康被害調査委員会で質問のあった事項など

各種記録は記載漏れ等がないか確認

- ☐ 予防接種に関して医療機関が作成する、もしくは、医療機関において作成する書類については、記載漏れがないよう必ずその都度確認しましょう。
- 予防接種時 予防接種問診票、予防接種済証 など
- 健康被害発生時 予防接種副反応報告書、
 (必要時)受診証明書、
 (必要時)障害の状態に関する診断書
- その他 予防接種健康被害救済措置申請に診療録の写しが求められるので、これにも記載漏れや誤記がないよう注意しましょう。

予防接種健康被害に関するその他の知識

- 「予防接種副反応報告書」は、医師以外の保護者等も、居住地の市町村長に届け出ることができる。
- 予防接種副反応報告を提出したすべての件が予防接種健康被害救済措置給付申請になるわけではない。
- 回復状況によっては、予防接種副反応報告書を数回(第二報等)の提出が必要な場合もある。
- 予防接種法に基づくインフルエンザの予防接種は、請求期限があるので注意。(例 医療費・医療手当での請求は対象となる費用が支払われてから5年) インフルエンザの健康被害給付は、一般の医薬品副作用健康被害救済と同程度*の給付水準)
- ポリオウイルスに二次感染した者と厚生労働大臣に認定された者は、市町村長から健康被害に対する給付が行われる。(＊独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の救済措置と同程度)

保健所の役割

- 福岡県北筑後保健福祉環境事務所(北筑後保健所)は、予防接種事故について、市町村や医療機関のみなさまからのご相談を受けたり、情報提供することができます。

◎ 平日日中 電話 0946-22-9886
(保健衛生課 感染症係)

- **緊急の場合は、**夜間や時間外でも下記にお電話いただければ、警備会社(トステム)を通じて、担当職員からご連絡さしあげます。

* 「予防接種のことで至急、北筑後保健福祉環境事務所の保健衛生課の職員に連絡を取りたい。」

と警備会社職員にお伝えください。

◎ 夜間・時間外 電話 092-471-0264
(警備会社 トステム)